

新市民体育館 主な機能設備 事務局案

これまでの市民体育館基本設計専門部会で挙げた主な課題、意見

●第1回古賀市スポーツ推進審議会

- ①現況の市民体育館アリーナが狭小
- ②現況の市民体育館アリーナ周りに応援者がいるとより狭小で危険
- ③新市民体育館のテーマ、コンセプトについて検討

●第2回古賀市スポーツ推進審議会

- ①現状のアリーナよりも広く
- ②新体育館の限界の高さ
- ③多目的トイレの設置数等の基準
- ④地下駐車場を設置して体育館面積を確保

これらの古賀市スポーツ推進審議会で挙げた主な課題、意見、および市民アンケートやワークショップの結果を鑑み、事務局において下記のとおり機能設備を考え、新市民体育館の基本設計に必要な基礎資料とする。

1. 体育館・アリーナ

- (1) 芝生広場、駐車場はともに必要な面積が確保されているため、どちらも狭めることは困難。両者の面積を確保しつつ、新市民体育館の建築面積を考慮する必要がある。
- (2) 地上2階建とすることで体育館建築面積、観客席を確保する。
- (3) 建築高さは日照権を配慮する。都市計画上、第一種低層住居専用地域で原則10mまでの高さであるが、体育館は現実的に10mを超える。県の許可を得て10mを超える体育館を建築することとなるが、日照権等、近隣住民に配慮することとし極力、敷地中央に寄せることとする。
- (4) アリーナは951.7㎡程度とする。これまで同様、バスケットボール1面、バレー（一般男子）9人制2面、バドミントン6面のコートを確保する。また、バドミントンコートの間隔を広げるとともに（1.8m⇒2.7m）、アリーナの横幅に余裕を確保する（2.55m⇒3.5m）

(5) 建築面積は1,420㎡(仮)程度とする。現況の市民体育館の建築面積とアリーナ面積の比率から逆算。

$$【1,243\text{㎡} : 837\text{㎡} \div 1,420\text{㎡} : 951\text{㎡}】$$

2. 空 調

(1) 空調設備の導入は必須とする。

3. 観 客 席

(1) 観客席は極力、多くの観客席を確保する。また、卓球台の常設を検討する。

(2) 観客席には一定数以上(※)の車椅子使用者スペースを設置する。

※観客席数が400以下の場合：2以上、観客席が400超の場合：当該座席の0.5%以上

(観客席数200の場合：2以上、観客席数500の場合：3以上)

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第15条(国土交通省)より

(3) 個別の座席を検討するが、階段席も検討する。



(階段席イメージ)

4. 駐 車 場

(1) 駐車場を十分に確保する。地下駐車場は県許可を得るには要件が非常に高く、また、雨水排水先が千鳥ヶ池となるため、車両からのガソリン、エンジンオイル漏れ等が発生した場合には環境に配慮できない。

(2) 車椅子使用者用駐車施設について、一定数以上(※)を設置する。

※駐車数が200以下の場合：駐車数の2%以上、駐車数が200超の場合：駐車数の1%+2以上

(駐車数200の場合：4以上、駐車数300の場合：5以上)

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条(国土交通省)より

5. トイレ

(1) トイレ、及び車椅子使用者便房（多目的トイレ）は各階に1箇所ずつ以上、設置する。

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条（国土交通省）より

6. 防災

(1) 避難所を想定し防災倉庫を設置すること。

7. その他

(1) エレベーター（1～2F）、階段（1～2F）

(2) ロビー、更衣室、シャワー室、会議室、倉庫等を設置する。

※観客席（2）、駐車場（2）、トイレ（1）について

延床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（体育館は特別特定建築物に含まれる。※国交省HPより）を建築しようとするときは、これらのバリアフリー基準に適合させなければならない。

新市民体育館については延床面積2,000㎡を超える可能性があることから、その場合にはこれらのバリアフリー基準に適合させること。

8. 令和8年度の取組み

(1) イメージ図やパース図を作成する業務委託を実施し、イメージ図やパース図で新市民体育館を可視化した後、テーマ、コンセプトの決定。

(2) 新市民体育館を可視化した後、新市民体育館の建築面積や高さ、新市配置の確認、トイレの数やその他付帯設備等の数や面積の確認を行い、修正等について審議を行う。